

新型コロナウイルス感染症対策特集 海外トピックス【臨時版】

VOL. 12

今号は2020年7月15日に放送した地域外交課ウェブチャンネル「中国・韓国・台湾・東南アジアの入国制限と解除後の留意事項」の内容を元に作成されています。

動画は右記より視聴いただけます →



[注意事項]

※出入国に際しては、渡航対象国の大使館や領事館、現地政府の対応状況、日本外務省の渡航情報、航空会社の運航状況などをご自身で必ず確認の上、手続きをしてください。

- 世界中で感染拡大している新型コロナウイルス感染症。特徴ある対策を実施している国や駐在員事務所のある国・地域を中心に、各国の「今」をお伝えする、駐在員トピックス臨時版です。各事務所から情報が届き次第、随時発行します。

中国・韓国・台湾・東南アジア | 入国制限と解除後の留意事項

海外全般 | 新型コロナウイルス感染症に係る各国・地域の状況と日本政府の対応

1 入国制限の現状

(1) ビザ発給の現状

ア ビザなし渡航及びビザの効力の停止

- ・これまで認められていた14日間のビザ無しでの入国を一時停止
- ・現在所有のビザ及び居留許可を有する入国を一時停止

イ 現在のビザ取得が可能な条件

経済・貿易・科学技術活動に従事していて、緊急渡航を要する者で、中国の省政府クラスの外事弁公室又は商務庁の招聘状を有しているものが申請し、大使館（中国ビザ申請センター）が認めた場合

→ 観光、留学目的での入国は難しい

(2) 航空券手配が困難

ア 五つの一政策（1航空会社、1国家1路線、1週間に1便に限定）

<日中間の運行状況 7月7日現在>

成田・上海間（全日空、中国国際、中国東方、春秋航空それぞれ週1便）

成田・大連間（日本航空 週1便）

成田・瀋陽間（中国南方 週1便）

成田・ハルビン間（春秋日本 週1便）

成田・福州間（厦門 週1便）

関空・上海間（吉祥 週1便）

イ 各機材の搭乗者数の制限

機材の最大座席数の75%まで

ウ 搭乗者数の約半数は第三国からの乗り継ぎ客

第三国へのトランジットを認めている国が少ない中、日本は規制をしていない。

→航空券手配困難に拍車をかけている。

2 入国時、入国後の状況

(1) 中国入国時の対応

機内：健康カードの記入。着陸後、検疫官による体温チェックと健康カード確認

入国審査後：PCR検査

PCR検査で陰性の場合：指定ホテルにバス移動。ホテル到着後14日間の隔離

*機内で隣の乗客が陽性だった場合、濃厚接触者とされ病院に移動（巻添え隔離）

(2) 隔離中の生活

- ・室外に出られない。食事は朝昼晩ともに弁当。毎日体温を報告
- ・宿代は自己負担。洗濯は自己対応。部屋にはネット環境有

- ・ホテルのフロントとのやり取りは可能。外部者との面会は不可

(3) 隔離後の生活

ア 就労について

就労許可(工作許可)、居留許可が出るまでは就労はできない。

【中国滞在時の留意事項（外務省ウェブサイトから）】

短期商用ビザ（Mビザ）で目的外活動（就労査証（Zビザ）に該当する活動等）に従事した場合は、ビザの目的・種類に合致しない活動に従事しているとして、出境入境管理法違反により、罰金、拘留、強制退去及び再入国禁止の処分を課される可能性があります。

また、中国で就労できるのは、「居留許可」「工作許可」の所持者か、「永住者」の資格保持者に限られます。右以外の滞在資格で就労すると不法就労となり、5,000元以上20,000元以下の罰金（行政罰）が科せられ、行政拘留や国外退去処分を受けることがあります。

イ 上海の状況

- ・新規感染者は国外から来た者のみであり、市中感染は発生していない。
- ・マスク着用、健康コード（スマートフォン画面で表示するQRコード。ユーザーの感染リスクの高さを「赤・黄・緑」（高・中・低）で表示）の提示が求められる。マスク不着用について罰則はない。
- ・商業施設や公共交通機関でマスク不着用や健康コードが緑色でない者は入場不可
- ・生活物資の不足は無い。
- ・スポーツジムは営業を再開している。公園で太極拳をする人の姿も見られる。
- ・プロスポーツの試合と映画館は再開していない。
- ・市外への移動は可能だが、従業員在市外出張を認めていない企業もある。
- ・感染した場合のリスクを市民は十分に認識しており、市民一人ひとりが感染防止策(マスク、手洗い消毒など)を徹底している。

1 入国制限の現状

- 新型コロナウイルス感染症流行前までは90日間のビザ無し渡航が認められていたが、3月9日より日本国民に対するビザ免除を暫定停止、発給済みのビザの効力も暫定停止された（居住登録済みの者は再入国可）。
- 日本人に対し、入国禁止の措置は取られていない。ビザを取得すれば入国可能。全種類のビザが申請可能だが、領事館の説明によると、観光、ワーキングホリデーは発給されない。
- 短期出張ビザは、納入機器のメンテナンス等「行かなければならない」理由があれば認める（会議、商談であればウェブで可能では、と拒否されることもある）。
 - ※ ソウル日本人会が実施したアンケートによると、入国後、韓国で2週間、帰国後に日本で2週間隔離されるが、機器設置、メンテナンス等のため短期出張ビザを取得し入国している事例はある（韓国に1～2か月滞在）。
- 新規のビザ発給の審査を強化（3月9日～）。在日公館でビザ申請する全外国人に対して、以下の手続が追加された（診断書及び同意書提出は4月13日から）。
 - ① 申請日から48時間以内に医療機関で検査を受けること
 - ② 特定の検査内訳（発熱、せき、悪寒、頭痛、筋肉痛、肺炎など）が記載された「診断書」及び「隔離同意書」の提出

2 入国後の状況

- (1) 全入国者にPCR検査、2週間隔離を義務付け（陽性の場合は入院）
 - ・ アパート等、居所が決まっていればそこで隔離
 - ・ 居所が未定の場合は自治体（ソウル市の場合は区）が指定するホテルで隔離
3食支給されるが、1日約10万won（約9,500円）を自己負担
- (2) 全入国者に対し特別入国手続を実施（3月9日、3月19日拡大）
 - ・ 入国検査場での検疫：健康確認及び発熱チェック
 - ・ 特別検疫調査：韓国内滞在先や連絡先等の提出、GPS機能を備えたモバイル保有、「自己診断アプリ」インストール（入国後14日間は健康状態の自己診断をアプリに入力）
 - ・ 隔離規定を守らない場合、感染症予防法違反により1年以下の懲役または1,000万ウォン（約95万円）以下の罰金。外国人の場合、出入国管理法に基づき強制追放や入国禁止などの対象になる可能性あり

【ソウル時事】

自宅隔離措置を守らず、感染症予防法違反の罪で起訴された日本人男性被告(23)の裁判(ソウル西部地裁)は15日、懲役6か月、執行猶予2年の判決が言い渡された。

3 国内の状況及び今後の見込み

- 風俗施設、公共施設での営業休止はあるものの、街中の飲食店等は全て通常営業
- 国内旅行も元に戻りつつある。先日ソウルから釜山への飛行機に搭乗した人の話では、「ほぼ満席であった」とのこと（席を空ける措置は取られていない）
- 新型コロナウイルス感染症流行前は、人口の 1/2 以上に相当する約 3 千万人が海外旅行をしており、海外渡航再開を心待ちにしている人は多い
- 韓国は貿易依存度（GDP に対する貿易額の比率）が 70.31%（2018 年。世界 59 位）と非常に高い（日本は 29.3%、世界 184 位）。海外との交易が不可欠なため、ビジネスに必要な出入国規制は緩和していかざるを得ない状況
- 入国規制の緩和は「相互主義」（相手側と同じにする）の立場。特に政治的に難しい関係にある日韓は、双方の顔が立つよう同じ内容・タイミングで進めると推測

4 緩和後の注意点

（1）一定期間の隔離や行動制限がある場合

- ・懲役刑などの罰則があるので、決まりは必ず守ること。特に、携帯用アプリによる監視を避けるために携帯電話をホテル等に置き、外出することは絶対に避けること
- ※ アプリにアラームが仕込まれており不定期に鳴るため、止めない場合、電話や見回りが来る（携帯電話を置いて行くとアラームを止められない）
- ・怪しい動きがあると推測されると、カードの利用状況などもチェックされる。外出先でカードを利用した場合、そこから足がつくことになる

（2）隔離がなくなった場合

- ・マスク着用
- ・行動履歴を他人に知られて困るような場所へは行かない（感染者が出た場合、濃厚接触者として特定され、行動が明らかにされる場合がある）

1 概要

台湾では3月19日より外国人の入境を一律に制限してきたが、6月29日より入境制限を緩和する方針を示した。

(1) 緩和前

中央流行疫情指揮センターの感染症防止措置に従い、台湾当局は2020年3月19日0時から訪台する外国人の居留証、外交公務証明、ビジネス履行証明、あるいは特別許可を得た者以外について一律に入境を制限。

(2) 緩和の背景

各国で徐々に制限が解かれ、経済活動と人的交流が再開される中、経済活動を刺激し、正常な生活環境を再建するため、台湾当局は中央流行疫情指揮センターの決定と定められた基準に従って外国人の訪台に係る規範を徐々に調整する方針。

(3) 緩和後

- ・時期：2020年6月29日から
- ・条件：訪台事由に基づく制限（詳細は下表1、2参照）。当該外国人の国籍あるいは渡航履歴によって別途制限が加えられることはない。

ア 台湾への入境ができない外国人

- ・観光（「一般的社会訪問」を含む。「就学（中国語研修を含む）」を目的とする訪台は教育部が別途開放期間を定める）を目的とするもの。
- ・一般的社会訪問とは、観光目的と明確な差異のない訪問活動で、友人訪問、結婚式参加、スポーツ試合観戦、コンサート等の鑑賞、季節の慶祝・文化活動参加等、特定の受入機関や親族が台湾にない訪台を指す。

イ 台湾への入境が可能な外国人

- ・以下各要件を満たすこと。

【表1】入境の制限に係る整理

対象者	入境前のPCR検査	その他必要書類等	入境後隔離
対象者のうち特別措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・外交公務、移民労働者、学生等、外交部や労働部及び教育部等から特別管理の対象に含まれ防疫リスクのコントロールが可能な者 ・人道的な緊急援助や入境船員等、PCR検査の報告が困難な者 ・有効な居留証を所持する者 	不要	所管部署の規定による	入境後14日間の在宅検査※
就学（学生、中国語研修等）に関する措置 ※低感染リスクまたは中低感染リスクの国・地域（表2参照）からの入境であること	同上	<訪台前> ・留学先教育機関の証明書、許可証等を準備 ・検査システム内必要事項記載 <入境時> ・検温、症状有無確認 ・教育機関作成リストとの照合	検査専用車で移動、14日間の在宅検査※

<p>上記除くその他の外国人 (ビジネス目的、親族訪問、研修、国際会議や展覧会への出席、国際交流事業、ボランティア、布教活動、ワーキングホリデー、青少年交流、求職)</p>	<p>入境時に 搭乗日3 営業日 以内に 実施し た COVID-19 のPCR 検査の 陰性報 告</p>	<p>在外公館・在外事務所に訪台目的に関する証明書類(台湾の主務官庁・組織が発行した許可書類、証明書類等)を提出、審査を経て特別入境許可を取得(所持する証明書類が十分かどうか、また入境条件に合致しているか判断できない場合、訪台前に在外公館・在外事務所に特別入境許可申請することを推奨)</p>	<p>入境後 14日間 の在宅 検疫※</p>
<p>ビジネス目的(製品検査、アフターサービス、技術指導、人材育成、契約・調印等の商務活動)の場合の入境後隔離の特別短縮措置 *低感染リスクまたは中低感染リスクの国・地域(表2参照)からの入境であること *台湾における滞在が3か月未満であること</p>	<p>同上</p>	<p><訪台前> ・訪台要請する企業の証明書、招へい理由書、台湾における行動計画書、防疫計画書を在外公館・在外事務所に申請 <訪台後> ・入境後21日間の自主健康管理内容(体温、健康状態)を当局に報告 ・行動計画書に基づいて行動 ・外出時のマスク着用、公共场所への出入制限、接触者の記録を義務付け</p>	<p>日本 (中低 感染リ スクに 分類。 表2参 照)か らは最 短7日 間に短 縮可能</p>

※在宅検疫：検疫期間中の自宅待機(台湾に滞在先のない者や同居人へ感染リスクのある者は防疫ホテルへ有料で滞在)

【表2】台湾当局による低・中低感染リスク分類に該当する国・地域

感染リスク分類	国・地域
低リスク (12か国・地域)	ベトナム、マカオ、タイ、パラオ、ニュージーランド、ブルネイ、フィジー、モンゴル、ブータン、ラオス、カンボジア、ミャンマー
中低リスク (7か国・地域)	マレーシア、シンガポール、日本、韓国、スリランカ、香港、オーストラリア

- ・注1：表1及び表2は6/24、7/2、7/3、7/15他の台湾当局発表に基づき7/13時点での情報を整理した。上表内の規定は、感染症の状況変化に応じて随時(当面15日ごとに)調整され公告される。
- ・注2：台湾における伝染病指定隔離医院リスト
<衛生福利部疾病管制署「伝染病指定隔離医院リスト」(中国語)>
<https://www.cdc.gov.tw/Category/MPage/Hd19E5pIZIe6ma8HcfAHDw>
- ・注3：台湾入境後14日間の「在宅検疫」対象者用の防疫ホテルリストについては、交通部観光局運営のホームページ「旅宿網」において情報が掲載されている。
<交通部観光局「旅宿網」(中国語)><https://taiwan.taiwanstay.net.tw/covhotel/>
- ・注4：表1で入境後の隔離(台湾では感染している場合としていない場合で使用名称が異なる。観察のための隔離=居家検疫、感染者の隔離=居家隔離)において、その期間内に歩出等、違反をした場合は、違反の程度に応じて10万台湾元から100万台湾元(約36万円から約360万円)までの罰金が科される場合がある。

1 概要

東南アジア駐在員事務所が管轄する国のうち、本県進出企業の多いタイ、インドネシア、ベトナムの入国制限の現状等について整理する。

2 入国制限の現状等（2020年7月14日現在）

	タイ	インドネシア	ベトナム
日本人に対する入国許可	<ul style="list-style-type: none"> ・労働許可証（ワークパーミット）所持者及びその家族 ・法令によって労働が許可されている人及びその家族 ・当局の認定教育機関に通う生徒や学生、その両親・保護者 ※参考：準備手順 (1) 出発前：入国書類確認、大使館へ書類提出、航空機割当、入国許可証受取 (2) 搭乗日携行：パスポート、入国許可証、出発前72時間以内PCR検査陰性証明、飛行可能健康証明書、保険証書(10万米ドル以上)、マスク、消毒液 (3) 移動中：マスク、航空会社ガイドライン遵守	就労ビザ、滞在許可証（KITAS）所持者のみ	外国人外交官、外国人ハイテク労働者など、理由があり入国が必要と判断された者
検査 隔離措置	<ul style="list-style-type: none"> ・検温等スクリーニング ・入国者追跡アプリダウンロード ・14日間隔離措置。PCR検査結果待ちなど滞在が伸びる可能性あり。 ※滞在ホテルによって食事が合わないことがあるため、日本から調味料、レトルト食材、スナック類等を用意したほうが良い	<ul style="list-style-type: none"> ・入国時にはPCR検査と14日間隔離が義務付け ・日本でPCR検査を受け、英文の証明書（7日間有効）があると入国はスムーズ ・日本でPCR検査未受検者は入国時にPCR検査が必須で、空港で相当待たされる。検査結果が出るまで政府指定ホテルに隔離、結果が陰性の場合自宅やホテルで14日間の自主隔離、陽性の場合政府指定病棟に隔離 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査、隔離措置必須。外務省、保健省及び関連機関が行う検査を受け、宿泊施設等に隔離 ・直前14日間の滞在場所によって隔離施設が異なるが、ほとんどの場合政府が指定 ・新型コロナウイルス感染者がいない地域からの入国者は、自宅隔離

ビザ発給	<ul style="list-style-type: none"> ・現在ビザ発給停止 ・3月末に発行済のビザで未使用（未入国）もキャンセル扱い（※日本も同様の処置） ・再度就労ビザを日本及びタイ国外で申請する必要があるが、日系企業はビザ待ち状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在ビザ発給停止 ・アライバルビザでの入国は認めていない ・新規出張、赴任不可。国家プロジェクトや戦略分野、大規模雇用に関わる者は投資調整庁から推薦状が発行され入国支援されるともいわれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在ビザ発給停止
ビザなし短期滞在者の入国	<ul style="list-style-type: none"> ・短期滞在者の入国は原則不可 ・7月末時点で滞在している短期滞在者もビザの延長処置が終了するため、出国する必要あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期滞在者の入国は原則認めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期滞在者の入国は原則認めていない。
国際便の運航	<ul style="list-style-type: none"> ・商用フライトは7月末まではJAL、ANA共に運休。8月の運行計画あり。タイ航空は8月まで運休確定。 ・タイ政府によるチャーターフライトは運航。旅行会社で手配できず、タイ大使館へ申請し入国許可された者のみ搭乗可 	<ul style="list-style-type: none"> ・便数は相当減っているが、JAL、ANA、ガルーダインドネシアで運航されている。以前のような便数に戻る見通しは立っていない。 	
追跡確認等関連アプリ	<ul style="list-style-type: none"> ・入国時に追跡確認アプリ「AOT Airports」をダウンロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・追跡確認アプリなし ・入国時には多くの書類を記入する必要あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療プラットフォーム及び追跡確認アプリ「Bluezone」 ・健康申告アプリ「NCOVI」 ※インストールの要否は不明
補 足	<ul style="list-style-type: none"> ・規制がどの程度緩和されるか不明だが、行動規制がある場合、日本的プライバシーはないという認識が必要 ・短期滞在者(14日間以下)は移動に制限があり、原則宿泊ホテル・許可された訪問先のみ ・各施設への出入館監視アプリにより客の入退店を管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で感染拡大が続く厳しい状況で、駐在員を戻さざるを得ない企業もある。 	

本県の交流重点国・地域等の新型コロナウイルス感染症の状況と日本政府の対応は、以下のとおりです。

(7月19日午後5時現在)

国・地域	各国・地域の状況			日本政府の対応		
	感染者数 ()は前日比 ※1	死亡者数 ()は前日比 ※1	日本人の 入国制限 等	感染症危険 情報レベル ※2	上陸拒否 (世界129か国・地域)	・基準日以前の 査証効力停止 ・査証免除措置停止
中国	85,937 (+80)	4,653 (+1)	○	3	○	○
韓国	13,745 (+34)	295 (+1)	○	3	○	○
モンゴル	287 (+25)	0 (0)	○	2	-	○
台湾	455 (+1)	7 (0)	○※4	3	○	-
シンガポール	47,656 (+202)	27 (0)	○	3	○	○
タイ	3,249 (+3)	58 (0)	○	3	○	○
インドネシア	84,882 (+1,752)	4,016 (+59)	○	3	○	○
ベトナム	382 (0)	0 (0)	○	3	○	○
マレーシア	8,764 (+9)	122 (0)	○	3	○	○
フィリピン	65,304 (+2,303)	1,773 (+113)	○	3	○	○
インド	1,077,618 (+38,902)	26,816 (+543)	○	3	○	○
アメリカ※3	3,544,143 (-)	137,674 (-)	-	3	○	-
ロシア	771,546 (+6,109)	12,342 (+95)	○	3	○	○
ブラジル	2,046,328 (+34,177)	77,851 (+1,163)	○	3	○	-
日本	24,642 (+510)	985 (0)				

※1 WHO発表による。ただし、台湾のみ同衛生福利部発表による。

※2 外務省発表による。

感染症危険情報レベル3：渡航はやめてください（渡航中止勧告）。

レベル2：不要不急の渡航はやめてください。

※3 アメリカの感染者数及び死亡者数は7月18日時点の情報。

※4 台湾は6月22日から、日本を含む一部地域からのビジネス目的の渡航者に対し、一定の条件下で入境後の隔離期間を短縮している。

※5 EUに加盟する一部の国では、日本人に対する入国制限を解除。（ただし、入国後に一定期間の隔離を求められる場合がある。）